

答申第 820 号

諮問第 1377 号

件名：訴状の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「都市計画決定無効確認請求事件に係る訴状」（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、個人の氏名、郵便番号、住所、健康状態及び続柄（以下「個人の氏名等」という。）並びに原告訴訟代理人弁護士の印影（以下「弁護士の印影」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 3 月 13 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 25 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
条例第 7 条第 2 号、第 3 号イに該当しない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知県を被告として、平成 26 年 5 月 19 日付けで提起された都市計画決定無効確認請求事件に係る訴状である。

本件行政文書には、表題、日付、宛名（裁判所名）、原告訴訟代理人弁護士の氏名及び印影、原告の郵便番号、住所及び氏名、被告の事務所の所在地、郵便番号、名称及び代表者の氏名、請求の趣旨、請求の原因等が記載されている。

このうち、不開示とした部分は、個人の氏名等及び弁護士の印影である。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号本文該当性について

個人の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別する

ことができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

したがって、個人の氏名等は、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 条例第7条第2号ただし書該当性について

民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「法」という。）第91条第1項の規定によれば、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と規定されているが、同条第2項では、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の閲覧については当事者及び利害関係を疎明した第三者に制限することが規定されている。また、同条第3項では、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、訴訟記録の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる」と規定されているが、それ以外の者は訴訟記録の閲覧を請求できるにすぎず、訴訟記録等の交付を請求することは認められていない。同条第5項では、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、訴訟記録の閲覧、謄写及び複製の請求をすることができないことも規定されている。さらに法第92条第1項の規定によれば、秘密保護のための閲覧等の制限が規定され、裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、訴訟記録中の秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当事者に限ることができるとされている。

このように、裁判公開の原則は、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下、様々な制約の中で実施されている。

このことから、裁判は公開が原則といえども、あらゆる場面で訴訟記録の公表が認められているものではないことから、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが公表されていることがあるとしても、そのことをもって訴訟記録に記載された情報に公表慣行があるとはいえないことから、個人の氏名等は、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。

個人の氏名等における個人は公務員ではないため、個人の氏名等は条例第7条第2号ただし書ハには該当しない。

また、個人の氏名等が条例第7条第2号ただし書ロ及びニにも該当しないことは明らかである。

ウ 以上により、個人の氏名等は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

本件行政文書のうち、不開示とした弁護士の印影は、訴状に押印されたものであり、当該弁護士において、その印影を事業活動上関わりのない不

特定多数の者に対して広く一般に公開しているとは認められない。

したがって、このような状況にあって、当該弁護士内部管理に属する情報である当該印影を公にすることは、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、弁護士の印影は、条例第7条第3号イに該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知県を被告として提訴された特定の事件に係る訴状であり、その記載内容は、前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、個人の氏名等を条例第7条第2号に、弁護士の印影を同条第3号イに該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、個人の氏名等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

個人の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別する

ことができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

(ア) 裁判所の判決については、裁判所がインターネットで公表するなど公にされている場合があり、また、法による訴訟記録の閲覧等の制度があることから、個人の氏名等が記録されている訴訟記録の条例第7条第2号ただし書イ該当性について、以下検討する。

裁判所が判決の内容をインターネットなどで公表する場合においては、ほとんどの事件において、判決書中の個人名は伏せられている。また、法第91条第1項では、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定されているが、同条第2項では、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の閲覧については当事者及び利害関係を疎明した第三者に制限することが規定されている。また、同条第3項では、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、訴訟記録の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができるが、それ以外の者は訴訟記録の閲覧を請求できないにすぎず、訴訟記録の謄写等を請求することは認められていない。さらに、法第92条第1項では、秘密保護のための閲覧等の制限が規定され、裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、訴訟記録中の秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限定することができることとされている。

このように、訴訟記録の閲覧等は、あらゆる場面に認められているものではなく、プライバシー保護の観点から制約を受けるものであり、一般に訴訟記録に記載された情報が同号ただし書イに該当するとまでは認められない。

(イ) 個人の氏名等における個人は公務員ではないことから、個人の氏名等は、同号ただし書ハに該当せず、また、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、個人の氏名等は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ

ウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、弁護士印影が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 弁護士は事業を営む個人であって、事業を営む個人の印影は、事業を営む個人が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、これを公にした場合に、正当な利益を害するおそれがあるかどうかは、当該印影が使用されている状況から判断する必要がある。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、弁護士の印影は、訴状に押印されたものであり、当該印影を事業活動上関わりのない不特定多数の者に対し広く一般に公開しているものとは認められない。

よって、そのような状況にあつて、当該印影を公にすることは、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、弁護士の印影は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 5. 8	諮問
27. 7. 3	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 7. 9	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 8. 8 (第 496 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 10. 21 (第 502 回審査会)	審議
28. 12. 2 (第 506 回審査会)	審議
29. 1. 26	答申